

「県民緑税」の実施期間の延長について

森林や里山、公園や街路の樹木などの「緑」は、雨水の貯留による洪水・濁水防止機能、二酸化炭素の吸収による温暖化防止機能をはじめ、気候緩和や大気浄化、土砂の流出防止、火災の延焼防止、安らぎの空間の創出など多様な公益的機能を有しており、私たちの生活に密接にかかわっています。

兵庫県では、豊かな緑を次の世代に引き継いでいくため、県民共通の財産である「緑」の保全・再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組む仕組みとして、平成18年度から「県民緑税」（県民税均等割の超過課税）を導入し、災害に強い森づくりや、環境改善や防災性の向上を目的とした都市の緑化を進めてきました。

しかし、近年、豪雨等による気象災害の頻発化や夏季の異常高温の常態化など気候変動による影響が深刻化する中、手入れ不足の森林の増加に伴う災害リスクの増大が懸念されています。また、都市部においては、目標とする緑地割合が達成されておらず、依然として緑が不足しています。

これらの状況を踏まえ、森林の防災機能を強化する災害に強い森づくりと、都市の環境改善や防災性向上を目的としたまちなみ緑化を引き続き計画的に進めていく必要があることから、実施期間を令和12年度まで5年間延長し、引き続き大切な「緑」を守る事業を実施します。

【「県民緑税」の仕組み】※税率等に変更はありません

課税方式	県民税均等割の超過課税					
納税義務者	法人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内に事務所、事業所又は寮等を有する法人 ○ 県内に事務所、事業所又は寮等を有し収益事業を行う人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの 				
	個人	1月1日現在で県内に住所等を有する人 (県民税均等割が課税される人が対象となるので、一定の所得基準を下回る等により均等割が課税されない人は対象となりません。)				
超過税率 (年額)	法人：標準税率の均等割額の10%相当額					
	資本金等の額	1千万円以下	1千万円超 1億円以下	1億円超 10億円以下	10億円超 50億円以下	50億円超
	標準税率	20,000円	50,000円	130,000円	540,000円	800,000円
	超過税率	2,000円	5,000円	13,000円	54,000円	80,000円
	納税額	22,000円	55,000円	143,000円	594,000円	880,000円
個人：800円（個人県民税均等割の標準税率1,000円に上乘せ）						
課税期間	5年間（課税期間を経過する時点で、事業の成果や社会情勢等により見直しを検討します。） ・法人：令和8年4月1日～令和13年3月31日の間に開始する事業年度分 ・個人：令和8年度分～令和12年度分					
税収規模	5年間で約125億円（法人約20億円・個人約105億円）					
税収の使途の明確化	県民緑基金により他の財源と区別して管理し、使途についても、県民緑税条例で、森林及び都市の緑の保全・再生のための事業に限定しています。					

【Q & A】

Q 事業年度が1年に満たない場合、又は事業所を廃止・新設した場合の計算はどのようになるのですか。

A 均等割額（年額）については、事務所等を有していた期間により月割計算します。

（例）資本金等の額：1億円、事業年度：令和8年4月1日～令和8年7月15日である場合

・月割計算 $55,000円 \times 3 / 12 = 13,750円$

・納税額 13,700円（100円未満切り捨て）

※ 1事務所等の存在した期間が1カ月未満のときは1カ月とし、1カ月以上のときの端数は切り捨てます。

Q 「県民緑税」の税収はどのように活用されますか。

○ 災害に強い森づくり（森林の整備）

森林の防災面での機能強化や野生動物による農作物被害の軽減を目的に、森林整備や簡易防災施設の設置を行うほか、地域住民等が自発的に取り組む災害に強い森づくり活動を支援します。

- ・ 流域の森整備（土留工や簡易流木止め施設の設置、災害緩衝林整備、針広混交林への転換）
- ・ 里山防災林整備（集落裏山の危険木伐採、簡易防災施設の設置）
- ・ 野生動物共生林整備（バッファゾーンの整備、荒廃森林の植生回復）
- ・ 住民参画型森林整備（地域住民等による森づくり活動の支援）
- ・ 都市山防災林整備（六甲山系周辺の森林整備、簡易防災施設の設置）



簡易流木止め施設

○ 県民まちなみ緑化事業（都市の緑化）

都市の環境改善や防災性向上を目的に、住民団体や企業等により実施される植樹や芝生化などの緑化活動に対して助成します。

- ・ 一般緑化（空地、広場、公園などでの植樹）
- ・ 校庭の芝生化（学校の校庭や幼稚園、保育園などの園庭の芝生化）
- ・ ひろばの芝生化（公園、広場、グラウンドなどの芝生化）
- ・ 駐車場の芝生化
- ・ 建築物の屋上緑化・壁面緑化
- ・ 都心緑化（都心における大規模な緑化）



校庭の芝生化

【「県民緑税」お問い合わせ先】

- <税の仕組み> 財務部税務課 TEL (078)362-3086 FAX (078)362-3906
 <森林の整備> 農林水産部治山課 TEL (078)362-4192 FAX (078)362-3952
 <都市の緑化> まちづくり部都市政策課 TEL (078)362-3563 FAX (078)362-9487

県ホームページもご覧ください。

兵庫県 県民緑税

検索

◎申告の際に、ご不明な点がございましたら、下記の県税事務所の法人県民税担当課にお問い合わせください。

県税事務所	所在地	電話（直通）	担当地域
神戸	〒653-8766 神戸市長田区二葉町5丁目1-32	(078)647-9131 (078)647-9133	神戸市
西宮	〒662-8503 西宮市櫛塚町2-28※	(0798)39-1538	西宮市・芦屋市
		(0798)39-1514	尼崎市
伊丹	〒664-8522 伊丹市千僧1丁目51	(072)785-7454	伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町
加古川	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1	(079)421-9282	明石市・加古川市・高砂市・稲美町・播磨町
加東	〒673-1431 加東市社字西柿1075-2※	(0795)42-9339	西脇市・三木市・小野市・加西市・加東市・多可町
姫路	〒670-0947 姫路市北条1丁目98	(079)281-9128	姫路市・神河町・市川町・福崎町
龍野	〒679-4167 たつの市龍野町富永字田井屋畑1311-3	(0791)63-5670	相生市・赤穂市・たつの市・宍粟市・太子町・上郡町・佐用町
豊岡	〒668-0025 豊岡市幸町7-11	(0796)26-3628	豊岡市・養父市・朝来市・香美町・新温泉町
丹波	〒669-3309 丹波市柏原町柏原688	(0795)73-3746	丹波篠山市・丹波市
洲本	〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4-5	(0799)26-2032	洲本市・南あわじ市・淡路市

※耐震改修工事に伴い、令和8年度中に仮設庁舎への移転を予定しています。詳しくは各県税事務所にお問い合わせください。